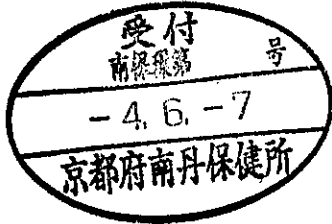


(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月 7日

京都府南丹保健所長 様



提出者

住 所 静岡県富士市今泉700番地の1

氏 名 ジャトコ株式会社代表取締役社長 佐藤 朋

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0771-43-2232



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ジャトコ株式会社 八木地区
事業場の所在地	京都府南丹市八木町室橋山田10番地の1
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	輸送機械器具製造業 (日本標準産業分類番号 3113)
② 事業の規模	16166.9百万円 (八木地区の製造品出荷額)
③ 従業員数	559名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙を参照願います

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特に無し			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特に無し			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物収集運搬業者及び処理業者の、現地処理業務定期監査		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) 廃棄物収集運搬業者及び処理業者の、現地処理業務定期監査の継続		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2021年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	444 t
(今後実施する予定の取組等) 特に無し		
※事務処理欄		

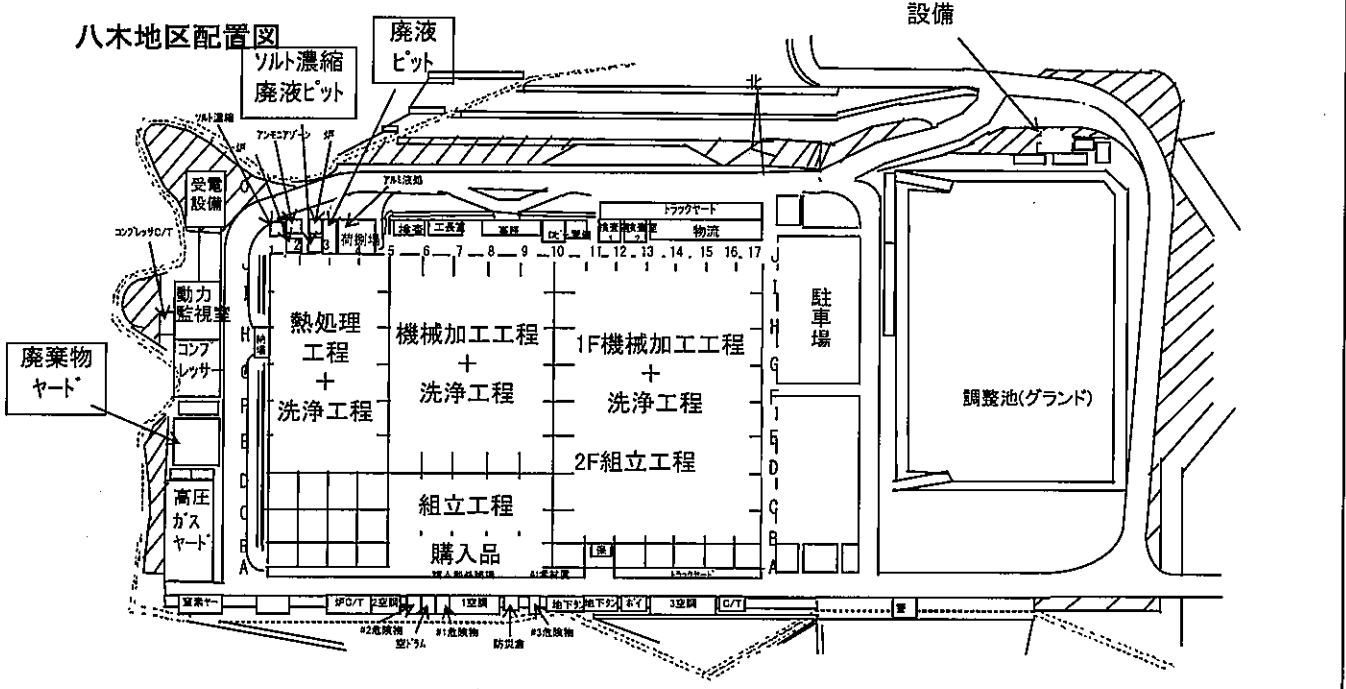
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記

入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

工場配置図(建設業除く)

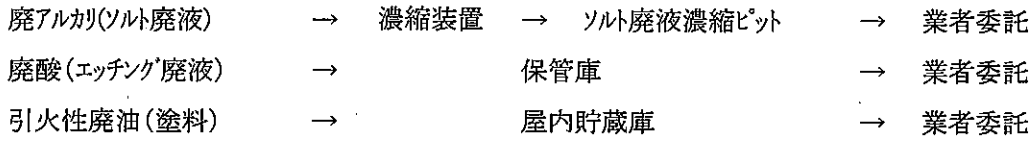


廃棄物発生工程(製造業は製造工程概要含む), 工場内処理フロー

(1) 廃棄物発生工程

発生工程	発生廃棄物
熱処理工程	廃アルカリ(ソルト濃縮廃液)
検査	廃酸(エッチング廃液)
購入品	引火性廃液(塗料)

(2) 事業場内処理フロー

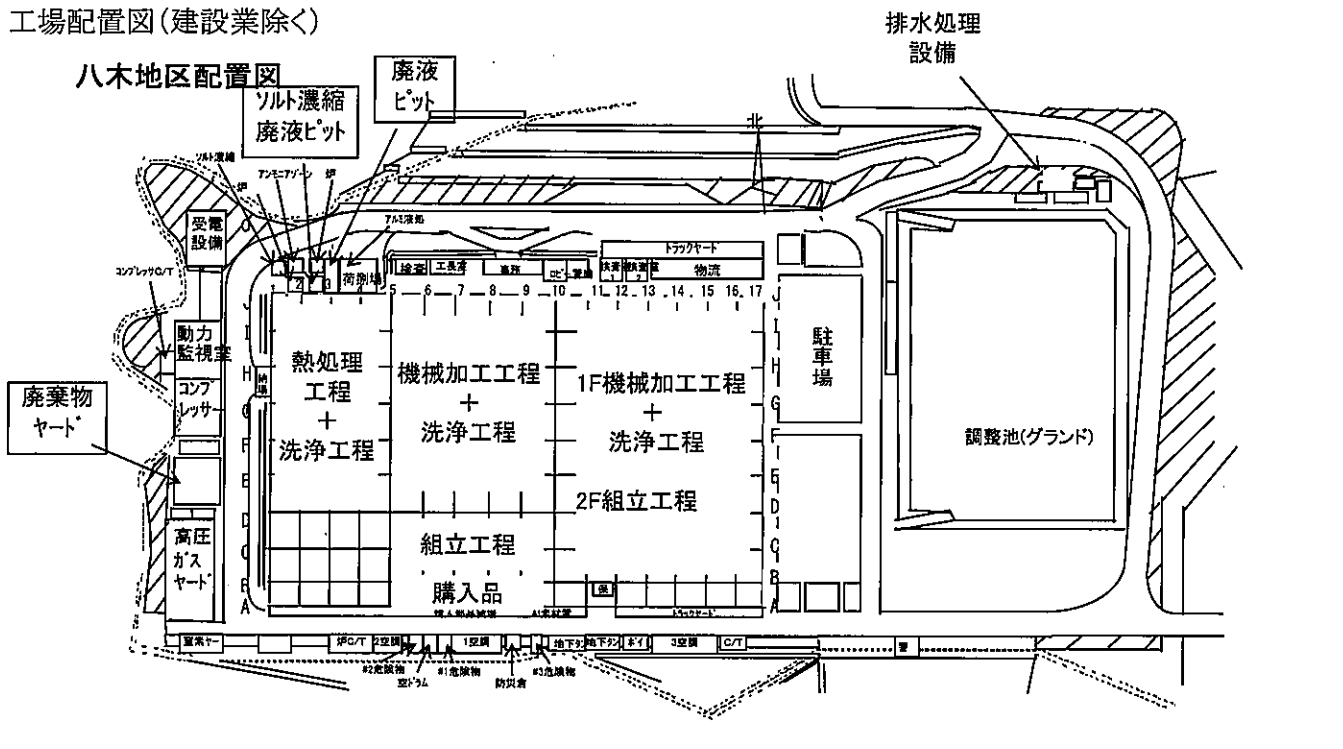


特 別 管 理 産 業 廃 棄 物

・ 下表にない種類の特別管理産業廃棄物については、「特別管
 ・ 行が不足すれば、適宜追加してください。

特別管理産業廃棄物の種類	① 排出量(t)		② 自ら直接再生利用した量(t)		③ 自己処理施設又は委託先で再生利用した量(t)		④	⑤ 中間処理委託量(t)		⑥ 焼立処分委託量(t)		⑦ 指定処分施設等への委託処理量(t)		⑧ ①②自ら再生利用を行った量(t)		⑨ ③④自ら焼立処分又は再生利用を行った量(t)		
	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標		前年度	⑤の量のうち、委託先で焼立等処理した量(⑤-⑥を指す)		⑥の量のうち、委託先で焼立等処理した量		⑦の量のうち、指定処分施設等への委託処理量		⑧の量と⑨の量を合計したもの(自前計算)		⑨の量と⑩の量を合計したもの(自前計算)	
									今年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標
廃油(引火性)	0	0.010								0	0.010	0	0	0	0	0	0	
廃酸(特管)	0.005	0.040								0.005	0.040	0	0	0	0	0	0	
廃アルカリ(特管)	444	528								444	528	0	0	0	0	0	0	
感染性廃棄物												0	0	0	0	0	0	
廃PCB等												0	0	0	0	0	0	
廃石綿等												0	0	0	0	0	0	
廃油(特定有害)												0	0	0	0	0	0	
汚泥(特定有害)												0	0	0	0	0	0	
												0	0	0	0	0	0	
合計	444	528	0	0	0	0				444	528	0	0	0	0	0	0	

工場配置図(建設業除く)



廃棄物発生工程(製造業は製造工程概要含む), 工場内処理フロー

(1) 廃棄物発生工程

発生工程	発生廃棄物
機械加工工程	廃油(切削廃液), 廃油(ウエス), 廃プラスチック, 金属屑(研磨粉), 陶磁器屑(砥石屑), 汚泥(ショット粉)
洗浄工程	廃油(切削廃液), 廃油(ウエス)
組立工程	廃油(廃液), 廃油(ウエス), 廃プラスチック
熱処理工程	廃油(廃液), 廃プラスチック, ショット粉, ガラス・陶磁器屑(耐火レンガ、ファイバー), 燃え殻
購入品	廃プラスチック
工場管理	ガラス屑, 木くず, 水銀含有産業廃棄物(廃蛍光灯, 廃電池)
排水処理	汚泥(総排ケーキ)
廃液ピット	汚泥(ピット汚泥)

(2) 事業場内処理フロー

汚泥(ピット汚泥)	→ 廃液ピットに経年堆積	→	業者委託
汚泥(総排ケーキ)	→ 脱水処理	→	専用缶 → 業者委託
汚泥(ショット粉)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→	フレコンパック → 業者委託
廃油(廃液)	→ バキューム運搬	→	廃液ピット → 業者委託
廃油(ウエス)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→	業者専用コンテナ → 業者委託
廃プラスチック類	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→	業者専用コンテナ → 業者委託
水銀含有産業廃棄物(蛍光灯・電池)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→	専用缶 → 業者委託
ガラス・陶磁器屑(砥石屑)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→	専用缶 → 業者委託
(ファイバー、耐火レンガ)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→	フレコンパック → 業者委託
燃え殻(燃え殻)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→	フレコンパック → 業者委託
金属くず(研磨粉)	→ 廃棄ヤードへ手運搬	→	専用缶 → 業者委託
木くず	→ 廃棄ヤードへ運搬	→	業者専用コンテナ → 業者委託